

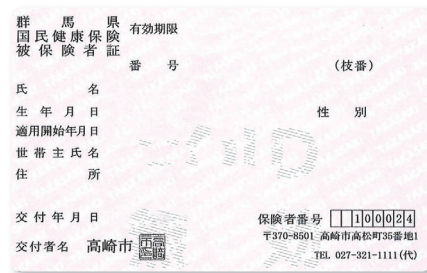
# 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ



**問い合わせ先** 国民健康保険＝保険年金課資格賦課担当 (☎ 321-1235)  
後期高齢者医療＝保険年金課医療給付担当 (☎ 321-1237)

## ■ 国保の新しい保険証を7月中に発送します

現在使われている国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、7月中に普通郵便で発送します。保険証の有効期限が変更になったため、これまでと発送時期が変わりました。事前に申請すれば、簡易書留や市役所1階保険年金課・各支所窓口での受け取りもできます。申請は6月24日(金)までに、市役所1階9番窓口保険年金課か各支所市民福祉課へ。



◀新しい保険証は紫色です

### 保険証と高齢受給者証が1枚になります

これまで、70～74歳の人には、保険証の他に高齢受給者証を交付していました。今回からは、保険証と高齢受給者証が1枚になった「群馬県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付。自己負担割合は同証に記載され、1枚で受診できるようになります。

### 国民健康保険税を滞納している世帯には被保険者資格証明書を交付

災害や病気などの特別な事情がなく国民健康保険税

(国保税)を滞納すると、延滞金の加算や差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

滞納が1年続くと、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。資格証明書を交付された人は保険診療を受けられますが、医療機関の窓口でいったん医療費の全額を支払わなくてはなりません。特別な事情で納付が困難な場合や、医療費を全額支払った場合は、保険年金課か各支所市民福祉課へ相談してください。

## ■ 国保税の税率と後期高齢者医療の保険料率が変わります

制度改正により、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の、所得割額や均等割額、最高限度額などが一部変更になります。いずれも、前年の所得が一定の基準額以下の場合に軽減されます。世帯主と保険加入者で所得を申告していない人がいると、軽減が適用されません。

詳しくは、国民健康保険税については納税通知書に、後期高齢者医療保険料については後期高齢者医療被保険者証に同封の案内で確認してください。納税通知書と同証は、7月中旬に発送します。

### 国民健康保険税

- 医療分の資産割額を廃止
- 医療分の所得割額を0.4%、均等割額を800円、平等割額を2,100円、それぞれ引き下げ
- 後期高齢者支援金分の所得割額を0.4%引き上げ
- 最高限度額を、医療分は2万円、後期高齢者支援金分は1万円、それぞれ引き上げ
- 未就学児の国保加入者の均等割額を5割軽減

### 後期高齢者医療保険料

- 所得割率を0.29%引き上げ
- 均等割額を2,100円引き上げ
- 最高限度額を2万円引き上げ

### 令和4年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

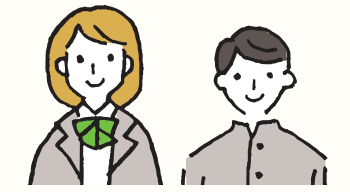
区分	国民健康保険税			後期高齢者医療保険料
	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40～64歳の人)	
所得割額(前年の所得を基に計算)	6.4%	2.2%	2.0%	8.89%
資産割額(固定資産税を基に計算)	廃止	—	—	—
均等割額(1人当たりにかかる額)	24,200円	7,400円	9,400円	45,700円
平等割額(1世帯当たりにかかる額)	21,400円	5,800円	6,100円	—
最高限度額	650,000円	200,000円	170,000円	660,000円



ワーキングチームで一人一人に合わせた支援を計画



ヘルパーが利用者の自宅を訪問し、家事や介護をお手伝い



# ヘルパーを派遣して家事や介護をする子どもたちを支援 ヤングケアアラースOSを 9月から開始します

## このサービスのポイント

- 家事や介護を日常的に行っている中学生と高校生が対象(希望すれば小学生も対象)
- 費用は無料。ヘルパーが自宅を訪問して家事や介護をお手伝い
- 1日2時間、週2日まで利用できる



大人に代わって、家族の世話や介護などを行う子どもたち「ヤングケアアラースOS」。市は、ヘルパーを無料で派遣して家事や介護をお手伝いするサービス「ヤングケアアラースOS」を9月から開始します。子どもたちの負担を減らす、全国初の取り組みです。今月号では、このサービスの概要についてお知らせします。

問い合わせは、学校教育課(☎321-1170)へ。

**幼**いきようだいの世話や障害のある家族の介護、食事の支度、家計を支えるための労働……。家庭の事情などで、お手伝いの範囲を超えて家事や介護を日常的に行っている子どもたちが「ヤングケアアラースOS」です。年齢に見合わない責任や負担は、学業に専念できない、友人との時間をつくれぬ、進学や就職を諦めなければならぬなど、本人の生活や将来に大きな影響を及ぼします。

**ヘルパーを無料で派遣 一人一人に合わせて支援**

サービスの対象は、市内に在住で、家事や介護を日常的に行う中学生と高校生です。希望すれば小学生も対象になります。このサービスでは、子ども1人ごとに学校関係者や民生委員、民間事業者らに

よるワーキングチームを結成。一人一人の状況に合わせた支援を行います。支援内容は、掃除・洗濯・料理などの家事やきょうだいの世話、家族の介護です。ヘルパーが原則2人以上で自宅を訪問。費用は無料です。1日2時間、週2日まで利用できます。

**ヘルパーの派遣は9月から**

ヘルパーの派遣は9月から開始します。サービスの開始に先立ち、学校や民生委員など関係機関への周知を行います。利用についての相談は、学校教育課で随時受け付け。Eメール(yc1170@city.takasaki.gunma.jp)でも相談できます。

詳しくは、広報高崎や市ホームページなどでお知らせしていきます。